

補助事業者の休職等に伴う科研費プロジェクトの執行停止
及び代理執行の手続きについて【Q&A】

Q：該当する「科研費」はなんですか。

A：科学研究費助成事業（補助金、基金）です。

Q：プロジェクトの執行停止の対象者となる「休職等」の範囲を教えてください。

A：「休職等」に該当するのは、以下の通りです。

○休職者・休業者

○産前・産後休暇者

○病気休暇者（長期）

なお、1年以上休まれる場合は、別途研究中断・研究廃止の手続きが必要となります。（科研費ハンドブック（研究機関用）参照）

Q：「代理執行の申請は事前に行うこと」となっていますが、「事前」とはいつですか。

A：原則休職等に入る前を想定していますが、休職等に入る前の申請が難しい場合は、遅くとも代理執行を行う前までに申請してください。

Q：代理執行が可能な範囲を教えてください。

A：具体的には以下のとおりです。以下に該当しない場合でも、研究代表者等が必要と判断したものについては、執行可能です。その場合、研究代表者等が認めたことがわかる根拠資料を提出ください。

- ・微生物等の培養費
- ・植物の栽培費
- ・動物の飼育費
- ・学長裁量スペースの賃借料
- ・休職等期間以前に発注した物品の支払い
- ・その他研究環境を維持するために必要な経費